

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

上田市の地勢は、北に上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ヶ岳中信高原国立公園の美ヶ原高原等の 2,000m 級の山々に囲まれ、市中心部と塩田、真田、丸子、武石等各地域とを隔てる山や丘陵と千曲川に流れ込む神川、依田川等が入り混じった複雑な地形となっている。

このため、近年の集中豪雨や台風等による土砂災害や洪水の災害リスクが高まっているほか、長野県内には「糸魚川—静岡構造線断層帯」の他多くの活断層が存在していることから、地震による被害も予想される。

上田商工会議所管内における災害リスクは、上田市が作成したハザードマップにより、下記のとおり想定される。<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/kiki/1434.html>

■ 上田市の立地・交通

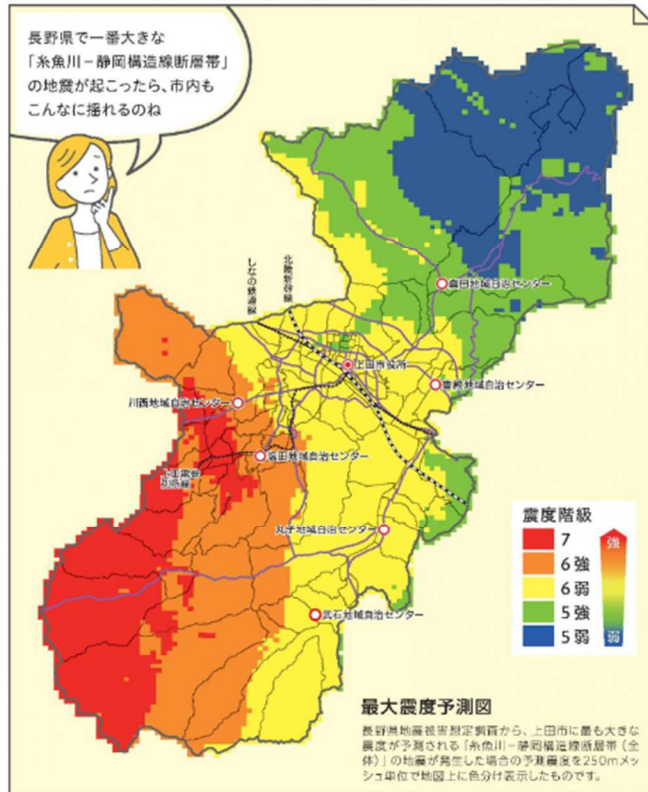
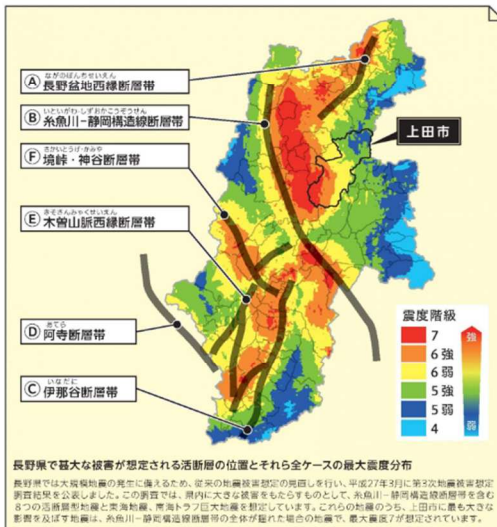


■ 当所の管轄エリア



〳 予想される地震のつよさ 〵

〳 長野県内で予想されている大きな地震 〵

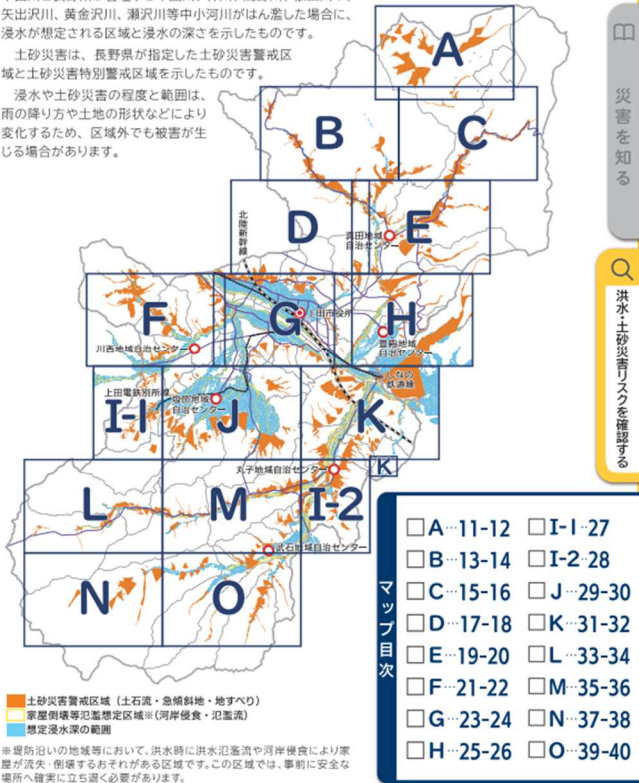


洪水・土砂災害マップ区割り図

洪水は、「想定し得る最大規模の降雨」により、国が管理する千曲川と長野県が管理する千曲川、神川、浦野川、依田川や、矢出沢川、黄金沢川、瀬沢川等中小河川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域と浸水の深さを示したものです。

土砂災害は、長野県が指定した土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を示したものです。

浸水や土砂災害の程度と範囲は、雨の降り方や土地の形状などにより変化するため、区域外でも被害が生じる場合があります。

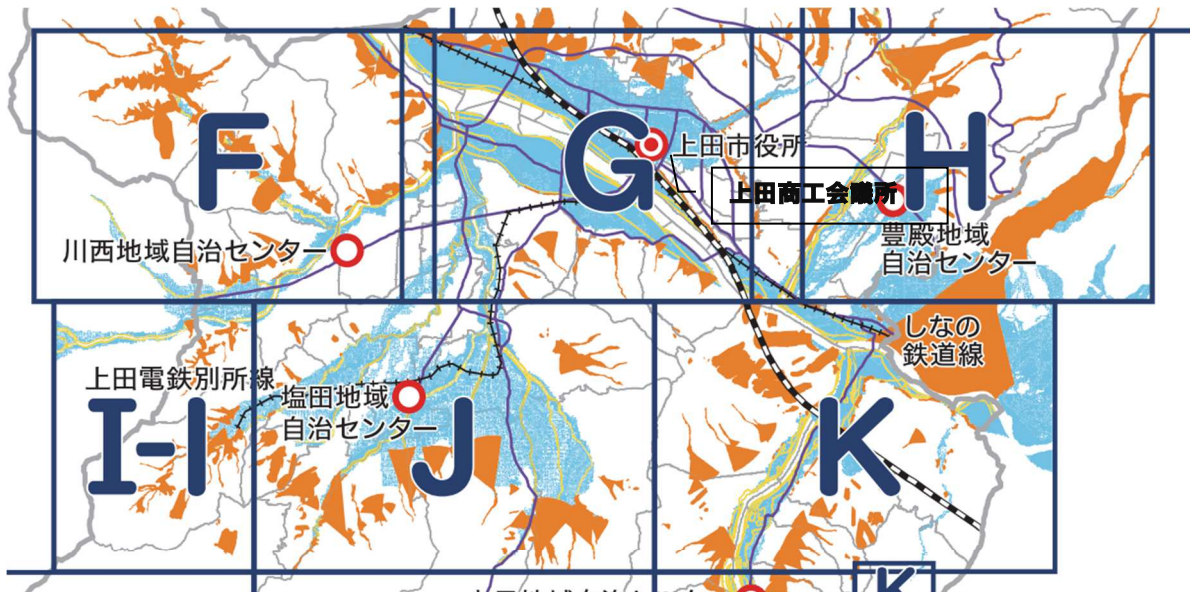


災害を知る

洪水土砂災害リスクを確認する

※右図では、上田商工会議所管内は主に F・G・H・I-1・J・Kの部分に集約される。

洪水は、「想定し得る最大規模の降雨」により、国が管理する千曲川と長野県が管理する千曲川、神川、浦野川、依田川や、矢出沢川、黄金沢川、瀬沢川などの中小河川がはん濫した場合に、浸水が想定される区域とその深さを示したものである。土砂災害とは、長野県が指定した土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を示したものである。浸水や土砂災害の程度と範囲は、雨の降り方や土地の形状などによって変化するため、区域外でも被害が生じる場合がある。

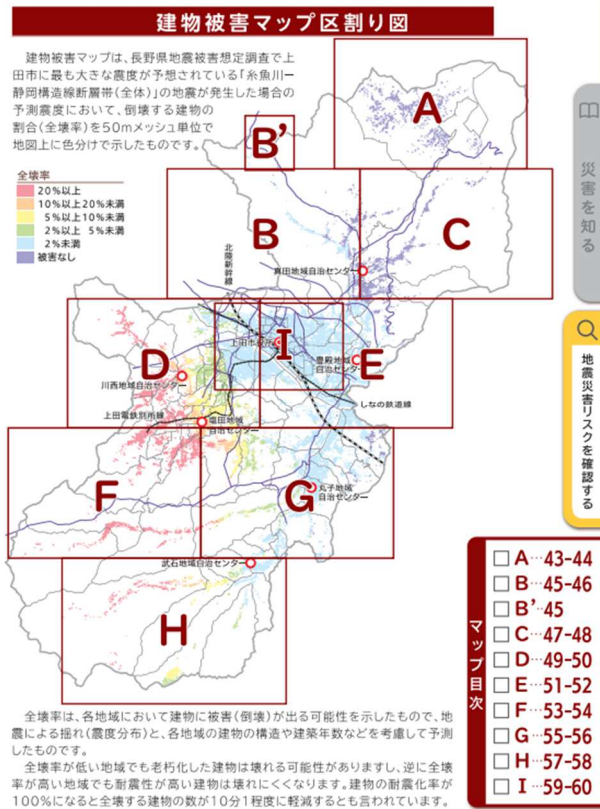


- 土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地・地すべり）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域※（河岸侵食・氾濫流）
- 想定浸水深の範囲

②土砂災害

台風や集中豪雨、地震等の原因による地滑り等土砂災害の発生リスクが高まる。太郎山等の麓の地域その他、別所温泉や塩田地域等においては土砂災害のリスクが高く、中心市街地においては低い傾向にある。

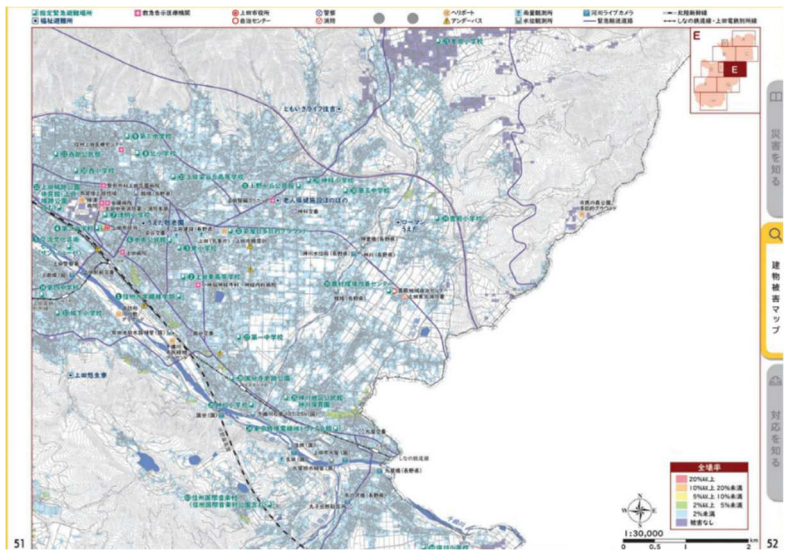
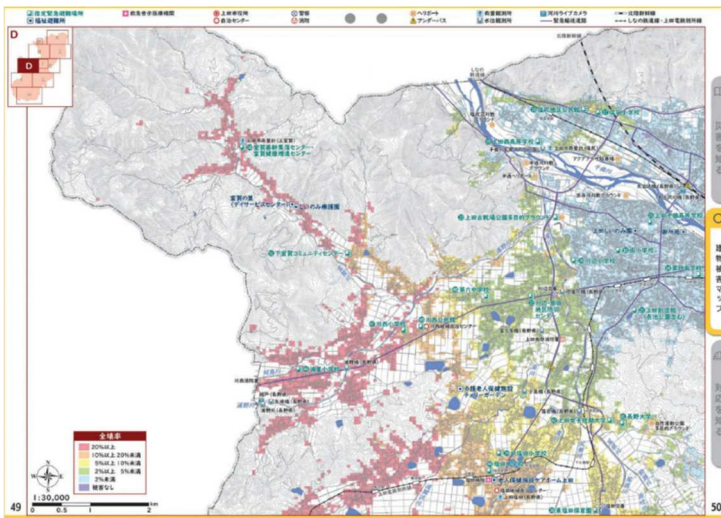
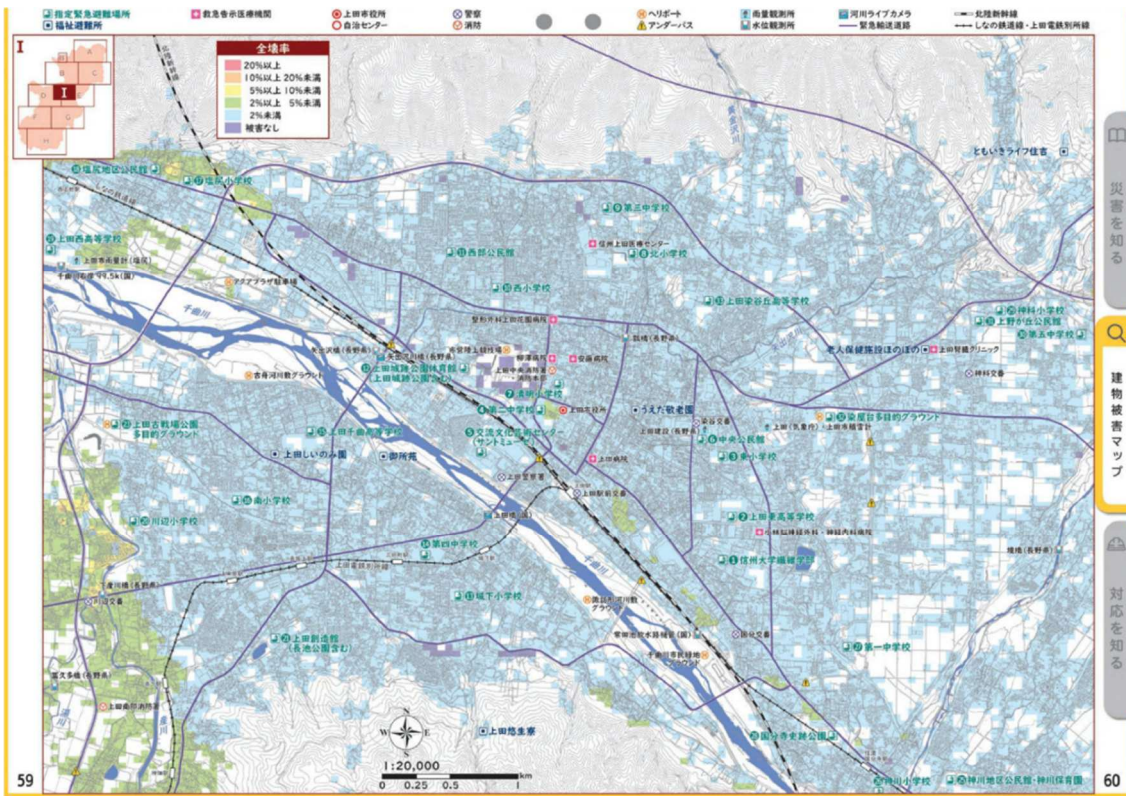
上田商工会議所管内では、令和元年の台風19号による大きな土砂災害は報告されていないが、当市の真田や丸子・武石地域では大きな被害が出ており、当所管内においても山沿いの地域では災害の可能性は否定できない。



※右図では、上田商工会議所管内は主にD・E・Iの部分に集約される。建物被害マップとは、長野県地震被害想定調査において、上田市に最も大きな震度が予想されている「糸魚川静岡構造線断層帯(全体)」の地震が発生した場合の予測震度に基づき、倒壊する建物の割合(全壊率)を50mメッシュ単位で地図上に色分けして示したものである。全壊率とは、各地域において建物が倒壊する可能性を示すものであり、地震による揺れ(震度分布)と、各地域の建物の構造や建築年数などを考慮して予測されたものである。全壊率が低い地域であっても、老朽化した建物は倒壊する可能性があり、逆に全壊率が高い地域であっても、耐震性が高い建物は倒壊しにくい。建物の耐震化率が100%になれば、全壊する建物の数が約10分の1に軽減すると考えられている。

全壊率





災害を知る

建物被害マップ

対応を知る

災害を知る

建物被害マップ

対応を知る

災害を知る

建物被害マップ

対応を知る

③地震

長野県内において最も地震の危険度が高い「糸魚川—静岡構造線断層帯」をはじめとして、多くの活断層が存在する。

現在長野県では、「糸魚川—静岡構造線断層帯」を含む8つの活断層型地震と、東海地震、南海トラフ地震を、大規模な被害をもたらす地震として想定している。

令和3年公表の3月公表の「全国地震動予測地図 2020年版」において、「糸魚川—静岡構造線断層帯」においては、長野県中北部でM7.6程度の地震の発生が予想されている。また、高い確率で当市が今後30年以内に震度5弱以上の揺れに見舞われることが予測されている。

④その他自然災害以外 感染症など

新型インフルエンザはおよそ10~40年の周期で発生するといわれており、また、令和2年に国内で初めて発生が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）においては、わずか数か月ほどの間で大流行が発生し、健康被害のほか、経済面でも甚大な被害を及ぼす結果となった。様々な感染症に備える対策が必要となっている。

(2) 商工業者の状況

上田商工会議所管内事業者数（令和3年経済センサス活動調査結果報告書より）

- ・事業者数 4,175者
- ・内小規模事業者数 3,860者

業種	小規模事業者数	立地状況
卸売業・小売業	884	中心市街地を中心に広域に分散
宿泊業・飲食サービス業	452	宿泊業は中心市街地と別所温泉、飲食業は中心市街地を中心に広域に分散
製造業	464	市内工業団地の他広域に分散
建設業	458	市内広域に分散
サービス業等	1,473	市内広域に分散
その他	129	市内広域に分散
合計	3,860	

※サービス業等は、日本標準産業分類（中分類）における「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、「G 情報通信業」、「H 運輸業、郵便業」、「J 金融業、保険業」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業」、「Q 複合サービス業」、「R サービス業（他に分類されないもの）」を包括しています。

(3) これまでの取組

1) 上田市の取組

- ①上田市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき策定されたものであり、市民の生命、身体、および財産を災害から守ることを目的としている。この計画は、災害予防、災害応急対策、そして災害復旧・復興に関する事項を詳細に定め、市や指定地方行政機関、指定公共機関が一体となって防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施するための指針となっている。

計画の内容は、風水害対策、震災対策、火山災害対策、原子力災害対策、そしてその他の災害対策の5つに大別される。風水害対策編では、洪水や台風などの風水害に対する具体的な対策が示されており、震災対策編では地震に対する備えが詳細に記述されて

いる。

この計画は、社会情勢の変化や新たな災害リスクの発生に対応するため、定期的に見直しが行われている。最新の修正では、新型コロナウイルス感染症の影響や国の防災基本計画の変更を踏まえて、計画内容が更新されている。

②上田市業務継続計画（BCP）の策定

上田市は業務継続計画を策定しており令和4年度に改定された。災害が発生し、人、物、情報、ライフラインといった利用可能な資源に制約が生じる状況下においても、市地域防災計画で定められた役割を確実に果たすことを目的としている。

具体的には、大規模災害が発生した場合でも、市民へのサービスを継続できるように、優先すべき業務を明確化し、代替施設を指定し、職員の招集体制を強化するなど、様々な対策を講じた計画を策定した。

今後は、職員の意識向上や施設の改善を進めることで、より実効性の高い計画へと発展させていく予定である。

③上田市災害ハザードマップの作成と配布

上田市では、市民が災害時に安全に避難できるように、ハザードマップを作成し、配布している。ハザードマップには、地震や洪水など、災害発生時に危険な場所や、避難場所、避難経路が示されている。ハザードマップは、市役所4階の危機管理防災課や各地域自治センターで直接受け取ることができる。また、市役所のウェブサイトからも入手可能だ。転入時には、市役所で配布される。ハザードマップには、土砂災害や洪水など、災害が発生しやすい危険箇所が詳細に記載されている。さらに、避難場所や避難経路も示されており、災害時にどこに避難すればよいかを把握できる。そのほか、災害時の備え方や連絡方法などの情報も掲載されている。

④上田市防災ポータルサイト

災害時の各種情報や通行規制情報などを確認できる。また、災害ハザードマップも掲載しており、該当地域がどのような災害を受ける可能性があるかなど、日頃からの防災対策として活用を促進している。掲載内容は以下のとおりである。緊急情報、各種気象注意報・警報、指定緊急避難場所の開設状況、避難情報発令状況・発令対象地域、通行規制情報、洪水・土砂災害ハザードマップ、各種リンク（各機関のホームページ等）。

⑤上田市防災訓練

上田市では、市民が災害に備え、安全に避難できるよう、様々な防災訓練を実施している。主な防災訓練の種類として、総合防災訓練：大規模な災害を想定し、警察や消防など関係機関と協力して行う訓練、シェイクアウト訓練：地震発生時に、どこにいる場合でも素早く安全な姿勢をとる訓練、自主防災組織による訓練：地域の特性に合わせて、住民が中心となって行う訓練をそれぞれ実施しており、今後も市民の防災意識向上と、災害対応力の強化を目指し、様々な防災訓練を継続していく予定。

⑥防災備品の備蓄

災害時における物資の調達については他地区の行政や民間企業等と応援協定を締結し、食料や生活物資等の確保に努めているほか、市民等に対し食料や飲料の備蓄するよう啓蒙活動を行っている。

2) 上田商工会議所の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者等の防災、減災対策の普及促進を図るため、中小企業庁や中小機構が作成する「事業継続力強化計画」等の小冊子やチラシ、当所HPや会報を活用して普及啓発及び情報発信を行ってきた。

②BCP策定セミナー・事業者個別相談の開催

小規模事業者等のBCP策定を推進するため、BCP策定セミナーを開催するほか、計画策定を希望する小規模事業者等に対して、専門家の他損害保険会社と連携して個別支援を行い、BCP策定を推進している。

③小規模事業者等の損害保険加入促進

損害保険会社と連携し、BCP 対策に有効なビジネス総合保険への加入を促進。

④災害時における小規模事業者等への支援

令和元年 10 月の台風 19 号により当地域も多大な被害に見舞われ、多くの小規模事業者等に甚大な被害が生じた。早期復旧を図るため、県、市と連携して被災状況を確認するとともに、特別経営相談窓口を設置。また「長野県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業」でグループを組成し、補助金申請等の支援を行った。またグループでの事業や研修が 5 年間継続して実施することが義務付けられており、令和 6 年度まで継続してセミナーや BCP の普及啓発活動を行っている。

⑤上田商工会議所事業継続計画（BCP）の策定

平成 23 年 3 月の東日本大震災・長野県北部地震の教訓を生かし、今後指摘されている東海沖地震等の災害に備えるため、事業継続に向けた有効な救援策や復旧体制構築を目的として、平成 29 年 10 月に策定。

令和元年 10 月の台風 19 号による大規模災害時には、職員安否や初動対応等を計画に沿って事業を推進した。

⑥感染症対策

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）まん延時には、県・市とも連携し企業巡回を行い感染症の感染防止対策の普及啓発を実施した。また、持続化給付金をはじめとする各種給付金の相談窓口を開設、コロナ特別小規模事業者持続化補助金、事業再構築補助金の申請支援を行い、小規模事業者が事業を継続できる支援を実施した。

⑦その他 情報漏えいや不正アクセス情報セキュリティやサイバーリスク対策

BCP セミナーのテーマにサイバーリスク対策や情報セキュリティ対策の内容を盛り込み、事業者に対する普及啓発を行った。

2. 課題

当所における小規模事業者の防災・減災対策への支援における課題は下記のとおり。

①小規模事業者の経営課題として、BCP 対策は優先順位が低いこと

小規模事業者の経営課題の優先順位は、「売上の増加」「人材の確保」「経費削減」が高い。BCP については、経営層の認識不足、リソースの制約、煩雑性と不確実性、費用対効果への懸念があり、小規模事業者にとってなかなか BCP の取組が進まない状況がある。防災・減災対策には、BCP、事業継続力強化計画は不可欠であり、当所としても普及啓発を継続的に実施していくことが重要である。

②BCP 支援体制

緊急時に対策がスムーズにとるためには、ノウハウを持った人材が必要であるが、十分とは言えない状況である。スムーズな事業所支援については、行政との連携体制の更なる強化も課題である。

感染症への対策計画は長期的な視点が必要であり、社会環境の改善や感染症への知識、経済的な負担の確保等各社だけで行えることにも限りがあり、社会全体で計画していく必要がある。

3. 目標

①小規模事業者の経営基盤強化を図るための BCP 策定支援の強化

当会議所管轄内の小規模事業者に対して事前対策の必要性を広く周知するとともに、専門家・損害保険会社等の関係機関との連携・協力による事業者支援体制を構築し、BCP 策定の支援を継続的に支援していく。

②緊急時における連絡体制構築

大規模災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会議所と当市との間における被害情報を共有するツールを整備し、緊急時のスムーズな小規模事業者支援を行う。

③復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな復興支援策が実行できるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④域内における感染症発生時には、速やかな拡大防止措置が行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

5. 事業継続力強化支援事業の内容

当会議所と当市は、下記のとおり役割分担及び体制を整備し、小規模事業者が防災・減災に向けた取組を推進するため、連携して支援事業を実施する。

（1）事前の対策

ア）小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①窓口及び巡回訪問による経営支援時において、ハザードマップ等を用いながら自社の社屋や工場・事務所等における自然災害等のリスクや、その影響を最小化する取組・対策等について説明し、普及・啓蒙を図る。
- ②会議所会報や市広報、ホームページ等において、本計画を公表するほか、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行い、普及・啓蒙を図る。
- ③小規模事業者等に対し、事業者 BCP 策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④小規模事業者等に対する普及啓発セミナーを開催するとともに、国や県の施策周知や損害保険の紹介等を行う。
- ⑤各種感染症対策においては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行い、国、県の政策を基に感染症対策に対する支援を実施する。都度最新の情報を提供するため、当会議所と当市が連携して支援事業を行う。

イ）当会議所自身の事業継続計画の作成

- ①当所は、平成29年10月に事業継続計画を作成（別添）
- ②全職員に事業継続計画・震災マニュアルについて徹底し、災害発生時に対応する。

ウ）事業者BCP策定等に向けた関係団体等との連携

- ①長野県及び当市が連携協定を結ぶ損害保険会社と連携し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー、個別相談会の開催のほか、専門家派遣による個別支援を行う。
- ②長野県が推進する「長野県 BCP 策定支援プロジェクト」を活用し、策定を希望する小規

模事業者等に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。

- ③小規模事業者支援において連携する金融機関や専門家等と取組む経営計画策定時に、経営資源管理や災害等によるリスクマネジメントの視点を採り入れる重要性を周知し、BCP 策定も同時に提案する。

エ) フォローアップ

- ①窓口・巡回相談時に、小規模事業者の BCP 等取組状況について確認し、事業者の取組見直しや改善を図る。
- ②当会議所と当市は、当計画に進捗状況の確認及び改善・見直し等について協議する会議を開催する。

オ) 当該計画に係る訓練の実施

- ①大規模災害等が発生したと仮定し、当会議所と当市の連絡ルート及び被害情報収集等について年 1 回程度確認を行う。

(2) 発災後の対策

発災時においては、人命救助を最優先とし、そのうえで下記の手順により地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめとして、関係機関への連絡等の対策を行う。

ア) 応急対応の実施可否の確認

- ①当会議所と当市は、発災後 1 時間以内に、安否確認システムやメール、電話等により可能な範囲で各々の職員及びその家族の安否確認並びに業務従事の可否確認を行う。
- ②安否確認実施責任者は、発災後災害対策本部が設置されるまでの間、安否確認結果を踏まえ勤務可能人員を把握するとともに、各々が把握している被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有する。
- ③新型ウイルス等の感染症発生時においては、職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒や手洗いうがい等の対策を徹底する。緊急事態宣言下では、国・県の方針に基づき当所において対策を行う。

イ) 応急対策の方針決定

- ①当会議所と当市は、発災後の把握している被害状況や被害規模、応急対策の実施体制の情報に基づき、両者協議により応急対策の方針及び役割分担等を決定する。
- ②下記の被害規模を目安として、応急対策の内容を決定する。

(被害規模の目安と想定する応急対応内容)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">○地区内 10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。○地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">①緊急相談窓口設置・相談業務②被害状況調査・事業継続に係る経営課題把握業務③災害復興等支援策活用支援業務

被害がある	○地区内1%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。	①緊急相談窓口設置・相談業務 ②被害状況調査・事業継続に係る経営課題把握業務
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

③本計画により、当会議所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

(被害情報等の共有)

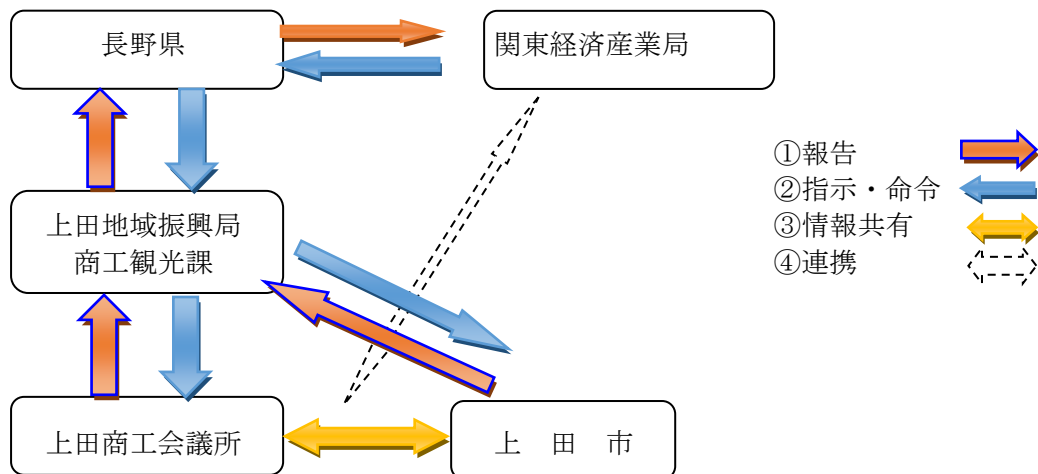
期 間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回(10時・15時)共有する
1週間～4週間	1日に1回(10時)共有する
4週間～2か月	週に1回共有する
2か月超	1月に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

自然災害等発生時に、管内小規模事業者等の被害情報の迅速な把握・報告及び指揮命令・連絡が円滑に行うことができる仕組みを構築し、二次被害防止のための被災地域での活動を行うことを決定する。

また、当会議所と当市は、被害状況の確認方法、被害額の算定方法等について予め確認するとともに、共有した情報を上田地域振興局商工観光課に報告する。

1) 指揮命令・連絡体制



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者等に対する支援

ア) 相談窓口の開設

当会議所と当市は、災害発生 の程度や被災状況等を踏まえて協議を行い、安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。また当会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

イ) 管内小規模事業者等の被害状況の確認

当会議所と当市は、管内小規模事業者等の被害状況について、電話等による聞き取り調査のほか、巡回訪問及び窓口相談による聞き取りを行い、被害状況の把握及び確認を行う。

ウ) 被災事業者施策の周知

応急時に必要な国や県、市町村等の施策について、経営指導員等による巡回訪問のほか、当会議所の会報及びホームページ、施策説明会の開催等により周知を行うほか、当市広報やホームページ等も活用し、管内小規模事業者等に周知する。

エ) 感染症の場合

事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口を開設する。

(5) 地区内小規模事業者等に対する復興支援

- ① 県の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者等に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や（一社）長野県商工会議所連合会等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに上田地域振興局商工観光課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

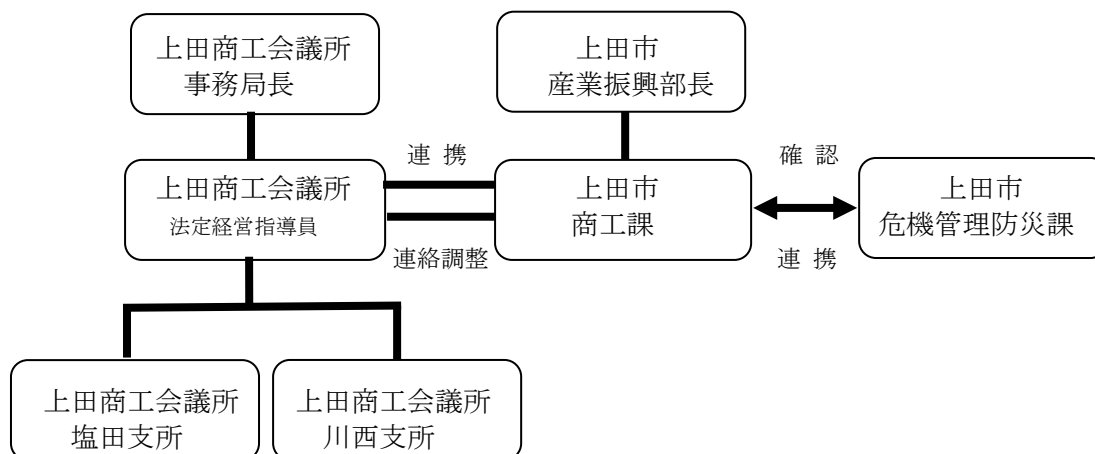
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 12 月現在)

1. 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

○実施体制



2. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：山崎博昭 ※連絡先は後述 3 (1) 参照

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ①本計画の具体的な取り組みの企画や実行を行う。
- ②本計画に基づく進捗確認及び見直し等のフォローアップを年 1 回以上行う。

3. 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会／商工会議所

上田商工会議所 本所

〒386-8522 長野県上田市大手一丁目 10 番 22 号

TEL：0268-22-4500 / FAX：0268-25-5577

E-mail: info@ucci.or.jp

上田商工会議所 塩田支所

〒386-1325 長野県上田市中野 20 番地

TEL：0268-38-3610 / FAX：0268-38-3626

上田商工会議所 川西支所

〒386-1325 長野県上田市小泉 863 番地 1

TEL：0268-75-5541 / FAX：0268-75-5542

(2) 関係市町村

上田市役所 産業振興部商工課

〒386-0024 長野県上田市大手二丁目 8 番 4 号

TEL : 0268-23-5395 / FAX : 0268-23-5246

E-mail: shoko@city.ueda.nagano.jp

※その他

上記内容について変更が生じた場合は、予め県に相談する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年 度	令和 11 年 度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
・ 専門家派遣費 (セミナー・個別相談)	400	400	400	400	400
・ 普及・啓発費 (パンフ・チラシ等作成費)	300	300	300	300	300
・ 感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

会費収入、国・県・市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。